

大泉町いずみの杜プレイフロア拡充業務委託
公募型プロポーザル方式実施要領

令和8年5月

大泉町役場 住民経済部 経済振興課

目次

1	業務の名称	1
2	業務の目的	1
3	業務内容	1
4	履行期間	1
5	履行場所	1
6	提案限度額	1
7	選定方法	1
8	公募型プロポーザル方式採用の具体的な理由	1
9	参加資格	1
10	スケジュール	2
11	質問の受付及び回答	3
12	参加意向表明書等の提出	3
13	企画提案書等の提出	3
14	プロポーザルの辞退	4
15	プレゼンテーション	4
16	審査方法	5
17	優先契約交渉事業者の公表	5
18	その他の留意事項	5
19	担当	6

(資料)

- プロポーザル参加意向表明書（別記様式第1号）
 - ※大泉町随意契約におけるプロポーザル方式実施要綱別記様式
- 質問書（様式A）
- 会社概要調書（様式B）
- 業務実績調書（様式C）
- 辞退届出書（様式D）
- 大泉町いずみの杜プレイフロア拡充業務委託プロポーザル評価基準

1 業務の名称

大泉町いずみの杜プレイフロア拡充業務委託

2 業務の目的

本業務は、大泉町いずみの杜におけるプレイフロアを拡充し、新たな遊具等を導入することで、雨天時や酷暑日における子どもの遊び場の確保するとともに、新たな企業進出を見据え、子育て世代である勤労者に選ばれる町としての環境整備を図ることを目的とする。

3 業務内容

別に定める「大泉町いずみの杜プレイフロア拡充業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

5 履行場所

群馬県邑楽郡大泉町朝日4丁目7番1号

6 提案限度額

総額 10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※委託契約の額は、大泉町の予算の範囲内において、仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算定した額（見積額）とする。

7 選定方法

大泉町随意契約におけるプロポーザル方式実施要綱に基づく公募型プロポーザル方式とし、参加者が1者であっても実施する。

8 公募型プロポーザル方式採用の具体的な理由

本業務は、事業者の実績、専門性、技術力、企画力及び創造性等を総合的に評価し、最も適した事業者を選定する必要があるため、価格のみの競争によらず、公募型プロポーザル方式を採用する。

9 参加資格

参加申し込みの時点で、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- ① 令和8・9年度物品・役務大泉町入札参加資格者名簿に登録されていること。なお、名簿に登録のない者については、参加申し込みと併せて大泉町物品購入契約等競争入札参加資格審査申請をし、企画提案書等の提出時まで登録見込みであること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続の開

始の申立てがなされた者であって、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。) でないこと。

- ④ 大泉町建設工事請負業者等指名停止措置要綱又は大泉町物品購入等業者指名停止等設置要綱による一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者でないこと。
- ⑤ 平成28年4月1日以降に同種業務（国又は地方公共団体における室内の子どもの遊び場の整備等に関する業務）の契約を元請けとして締結し、完了した実績があること。

10 スケジュール

項目	期間または期日
公募の公告	令和8年5月11日（月）
質問の受付	公告の日から 令和8年5月15日（金）まで
質問に対する回答	令和8年5月21日（木）
参加意向表明書等の提出	公告の日から 令和8年5月22日（金）まで
参加資格確認結果の通知発送	参加意向表明書受理の日から 令和8年5月26日（火）まで
企画提案書等の提出	令和8年5月27日（水）から 令和8年6月12日（金）まで
プレゼンテーション開催通知発送	令和8年6月15日（月）
プレゼンテーションの開催	令和8年6月22日（月）
結果通知発送	令和8年6月下旬

※上記は予定であり、各事業者と調整の上で変更することがある。

11 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問を受け付けるが、審査（評価）に係る質問については一切受け付けない。

(1) 受付期限

令和8年5月15日（金） 午後5時15分まで

(2) 受付方法

質問書（様式A）を使用し、担当へ電子メールにより提出すること。なお、質問が無い場合には提出不要とする。

(3) 回答方法

質問があった場合には、質問者の名称等を伏せて取りまとめ、参加意向表明

書を提出している者及び質問書を提出している者へ令和8年5月21日（木）までに電子メールにて回答するとともに、町ホームページにて公表する。
なお、回答内容は本要領の追加・修正として取り扱う。

1.2 参加意向表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、その意向を表明するために以下の表に記載の書類を提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和8年5月22日（金） 午後5時15分まで

(2) 提出書類

提出書類	様式	添付書類等
参加意向表明書	別記様式第1号	
会社概要調書	様式B	パンフレット等
業務実績調書	様式C	契約及び業務完了を証するものの写し

(3) 提出方法及び提出場所

担当窓口へ直接持参または郵送とする。ただし、持参の場合は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間のみ受付、郵送の場合は提出期限までに必着とする。

1.3 企画提案書等の提出

参加意向に基づき企画提案する際には、下記に記載の書類を提出しなければならない。なお、企画提案書等の提出は、1者につき1回限りとし、期限までに提出がない場合には、参加の意向がないものと判断する。

(1) 受付期間

令和8年5月27日（水）から6月12日（金）

ただし、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出書類

提出書類	様式
企画提案書	任意様式とする。ただし、以下の点に留意すること。 ア A4版またはA3版折り込みとし、縦横は自由。 イ 文字の大きさは11ポイント以上。 ウ 日本語で作成し、ページ番号を付する。 エ カラー刷り、写真、図、表等の挿入は可。 ※仕様書及び大泉町いずみの杜プレイフロア拡充業務委託プロポーザル評価基準を踏まえて作成すること。

見積書	<p>任意様式とする。ただし、以下の点に留意すること。</p> <p>ア 追加提案で有償となるものは、見積金額には含まず、別途明記すること。</p> <p>イ 物品毎の詳細な内訳金額を明記すること。</p> <p>ウ 調整後の最終的な金額を記載すること（値引き額等は記載しない）。</p>
-----	--

(3) 提出部数

正本1部、副本7部とする。

(4) 提出方法及び提出場所

担当窓口へ直接持参または郵送とする。ただし、郵送の場合は「特定記録郵便」または「簡易書留」とし、受付期間内に必着とする。

1.4 プロポーザルの辞退

企画提案書等を提出後にプロポーザルを辞退する場合は、辞退届出書（様式D）を令和8年6月19日（金）午後5時15分までに担当窓口へ直接持参又は電子メールにて提出すること。なお、辞退に際し、今後の指名等において不利益な取扱いを受けることはない。

1.5 プレゼンテーション

企画提案書に基づき、事業者選定のためのプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施方法

- ① 1者につき45分以内（説明30分以内、質疑15分以内）とし、実施時間を経過した場合は、説明や質疑の途中であっても打ち切ることとする。
- ② プレゼンテーションの場所については、別途通知する。
- ③ プレゼンテーションの順番は、「1.3（2）提出書類」の提出順とする。

(2) 提案者側の出席者

出席者は4名以内とし、契約した場合に業務責任者となる者を含むこと。

(3) その他

- ① 説明の際の資料は、事前に提出された「1.3（2）提出書類」を用いて行うこととし、当日の資料の差し替え及び追加は一切認めない。
- ② パワーポイント等の使用は可とするが、映写用PCは提案者が準備すること。ただし、モニターやプロジェクター（HDMI端子）は大泉町で準備する。
- ③ 出席しない場合は辞退とみなし、企画提案書は審査しない。

1.6 審査方法

大泉町いずみの杜プレイフロア拡充業務委託事業者選定審査会（以下「審査会」という。）において審査し、業務内容に最も適すると認められる事業者を選定する。

(1) 評価基準

「大泉町いずみの杜プレイフロア拡充業務委託プロポーザル評価基準」による。

(2) 選定

上記の基準による審査会委員の評価点の合計点を競う方式とし、総合点数の最も高い者を優先契約交渉事業者とする。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位事業者と契約の交渉を行うものとする。

(4) 結果通知

選定結果は、結果通知書により全ての参加者に通知する。なお、結果についての理由を不服とした意見を申し立てることはできない。

1 7 優先契約交渉事業者の公表

優先契約交渉事業者の名称については、町ホームページで公表する。

1 8 その他の留意事項

- (1) 参加事業者が次の事項のいずれかに該当した場合は失格とする。
 - ① 実施要領に定める事項に違反が判明した場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - ③ 公平な競争の妨げになる行為、事実があったと町が判断した場合
- (2) 提出書類は公開しない。なお、返却はせず委託者の所有物として組織内で複写、配付を行う場合がある。
- (3) 委託者が本案件のプロポーザルに関する報告等で必要とする場合には、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、本案件に係る情報公開請求があった場合は、大泉町情報公開条例（平成10年条例第19号）に基づき公開する。
- (4) 参加等に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 仕様書は当該業務に関して基本的な事項を示したものであり、必要と考えられるものについては、適宜、創意工夫をして提案すること。

1 9 担当

大泉町 住民経済部 経済振興課

住 所：〒370-0595

群馬県邑楽郡大泉町日の出51番1号

電 話：0276-63-3111

FAX：0276-63-3921

メールアドレス：keizai@town.oizumi.gunma.jp

資 料

別記様式第1号（第10条関係）

年 月 日

大泉町長 様

住 所
商号又は名称
表者の氏名

プロポーザル参加意向表明書

次のプロポーザルに参加します。

業務名：大泉町いずみの杜プレイフロア拡充業務委託

連絡担当者
所属
氏名
電話
ファックス

(様式A)

質 問 書

大泉町いずみの杜プレイフロア拡充業務委託に係る公募型プロポーザルについて、次の事項を質問します。

会社名				
部署及び担当者名				
連絡先（電話番号）				
E-mail				
NO	名称	頁	項目	質疑内容
例	仕様書	1	2（1）	〇〇〇・・・

※記入欄が不足するときは、複写して作成すること。

(様式B)

会 社 概 要 調 書

○会社概要等

会社名	
代表者職氏名	
本社所在地	
委任先所在地	
設立年月	
資本金	
売上金	
従業員数	

※売上金は直近の決算額を記載すること。

○連絡担当者

所属	
役職・氏名	
電話番号（内線）	
E-mail	

(様式C)

業務実績調書

室内の子供の遊び場に関する業務実績について

業務名	発注者	業務期間 年 月～ 年 月	業務概要

- ※ 本件実施要領に規定する業務実績について記載してください。ただし、記載件数は5件以内とすること。(代表実績から順に記入)
- ※ 業務が特定できる資料(契約履行証明書(国または地方公共団体による証明)や契約書の写し等)を添付してください。
- ※ 実績は元請けとして契約し、既に完了した業務を対象とすること。

(様式D)

年 月 日

大泉町長 様

住 所
商号又は名称
表者の氏名

辞退届出書

都合により、次のプロポーザルへの参加を辞退します。

業務名：大泉町いずみの杜プレイフロア拡充業務委託

連絡担当者
所属
氏名
電話
ファックス

※今回辞退することで、今後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。